

盛岡広域振興局長告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成30年3月30日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 281号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡岩手町大字大坊北上山国有林1036林班ほ1小班地先 から第4地割58番1地先まで	新	m 46.4~13.3	m 320.0
	旧	52.4~13.3	320.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
 - (2) 期間 平成30年3月30日から同年5月1日まで